

八尾市職員の定年等に関する条例等の一部改正等
新旧対照表

(1) 八尾市職員の定年等に関する条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、</u>職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略 (定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年とする。ただし、医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</u> (定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条－第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条－第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、</u>職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>第2条 略 (定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年とする。</u> (定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び</u></p>

次項において同じ。) (同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略
第5条 略

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略
第5条 略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、八尾市職員給与条例（昭和23年八尾市条例第32号）第48条第1項の管理職手当、八尾市立病院に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成20年八尾市条例第39号）第4条の管理職手当又は八尾市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年八尾市条例第30号）第4条の管理職手当の支給を受ける職（医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特

例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占め

る職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退

職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1～7 略

8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、八尾市職員の退職手当に関する条例(昭和38年八尾市条例第227号。以下「退職手当条例」という。)第3条から第5条の3まで及び退職手当条例附則第15項から第23項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、退職手当条例第7条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに定年条例附則第8項」とする。

9 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は退職手当条例第5条の2及び退職手当条例附則第18項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

10 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で退職手当条例第5条又は附則第16項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。

11・12 略

附 則

1～7 略

8 施行日の翌日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、新条例第7条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに定年条例附則第8項」とする。

9 施行日の翌日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

10 施行日の翌日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。

11・12 略

(定年に関する経過措置)

13 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

14 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、八尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年八尾市条例第号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書の規定を適用する職員の定年については、前項の規定にかかわらず、65年とする。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

15 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(2) 八尾市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。</u>）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) 八尾市職員の定年等に関する条例（昭和59年八尾市条例第21号）第4条第1項の規定により<u>引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条～第20条 略</p>	<p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法（<u>昭和25年法律第261号</u>）第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) 八尾市職員の定年等に関する条例（昭和59年八尾市条例第21号）第4条第1項の規定により<u>引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(5) <u>八尾市職員の定年等に関する条例（昭和59年八尾市条例第21号）第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条～第20条 略</p>

(3) 八尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第3条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条・第2条 略 (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>第4条～第8条 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>第4条～第8条 略</p>

(4) 職員の分限に関する条例の一部改正（第4条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第2条の2 略 （降任、免職、降給及び休職の手續等）</p> <p>第3条・第4条 略</p> <p>第5条 職員の意に反する降任、免職、降給及び休職の処分は、辞令書並びに法第49条に規定する説明書を当該職員に交付して行なうものとする。</p> <p>第6条～第9条 略 附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第1条～第2条の2 略 （降任、免職、降給及び休職の手續等）</p> <p>第3条・第4条 略</p> <p>第5条 職員の意に反する降任（<u>法第28条の2第1項の規定による降任を除く。</u>）、免職、降給及び休職の処分は、辞令書並びに法第49条に規定する説明書を当該職員に交付して行なうものとする。</p> <p>第6条～第9条 略 附 則 <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1</u> この条例は、公布の日から施行する。 <u>（経過措置）</u></p> <p><u>2</u> <u>八尾市職員給与条例附則第15条の規定の適用を受ける職員に対する第3条第2項（職員を降給することのできる場合に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「並びに八尾市職員給与条例（昭和23年八尾市条例第32号）附則第15条の規定による場合とする」とする。</u></p> <p><u>3</u> <u>第5条の規定は、八尾市職員給与条例附則第15条の規定による降給の場合には、適用しない。</u></p>

(5) 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正（第5条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第3条 略 （懲戒の効果）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 減給は、<u>1ヶ月以上6ヶ月以内の期間給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額）の10分の1以内の額を減じて行なうものとする。</u></p>	<p>第1条～第3条 略 （懲戒の効果）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 減給は、<u>1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）第9条第3項に規定する報酬の額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるとき</u></p>

<p>3 停職の期間は、1日以上<u>6ヶ月以内</u>とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>第5条 略</p>	<p>は、当該額を減ずるものとする。</p> <p>3 停職の期間は、1日以上<u>6月以下</u>とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>第5条 略</p>
--	--

(6) 八尾市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正（第6条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条 略 （1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 略 2 略</p> <p>3 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p>4・5 略 （週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>第1条 略 （1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 略 2 略</p> <p>3 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p>4・5 略 （週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、勤務の特殊性その他の事由（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

第5条～第12条 略

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、勤務の特殊性その他の事由（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

第5条～第12条 略

(7) 八尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第7条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条 略 （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 八尾市職員の定年等に関する条例（昭和59年八尾市条例第21号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続いて</u>勤務している職員</p> <p><u>(3)・(4)</u> 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>第2条の2～第7条 略</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第7条の2 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員</p>	<p>第1条 略 （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 八尾市職員の定年等に関する条例（昭和59年八尾市条例第21号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き</u>勤務している職員</p> <p><u>(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4)・(5)</u> 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>第2条の2～第7条 略</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第7条の2 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員</p>

とする。

(1) 略

(2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

第7条の3～第7条の10 略

(部分休業をすることができない職員)

第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第9条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

第10条～第14条 略

とする。

(1) 略

(2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第7条の3～第7条の10 略

(部分休業をすることができない職員)

第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第9条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

第10条～第14条 略

(8) 八尾市職員給与条例の一部改正（第8条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第5条 略</p> <p>第5条の2 前条の職員に適用する給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>任期付職員等給料表（別表第4）</u></p> <p>ア 任期付職員給料表</p> <p>イ <u>特定任期付職員給料表</u></p>	<p>第1条～第5条 略</p> <p>第5条の2 前条の職員に適用する給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>特定任期付職員給料表（別表第4）</u></p>

2・3 略

4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、任期付職員給料表又は特定任期付職員給料表の適用を受ける職員の給料月額は、その者に適用される給料表に掲げる給料月額のうち、その者が従事する業務に応じて規則で定める号給の額とする。

6 略

第5条の2の2 略

第5条の3 再任用職員であつて法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び育児休業法第18条第1項又は八尾市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成22年八尾市条例第32号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第5条の2第3項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、八尾市職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年八尾市条例第109号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

第6条～第22条 略

第23条 略

2・3 略

4 第1項第2号に該当する再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に支給する通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の額から当該額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

5・6 略

2・3 略

4 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、特定任期付職員給料表の適用を受ける職員の給料月額は、その者に適用される給料表に掲げる給料月額のうち、その者が従事する業務に応じて規則で定める号給の額とする。

6 略

第5条の2の2 略

第5条の3 定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び育児休業法第18条第1項又は八尾市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成22年八尾市条例第32号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第5条の2第3項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、八尾市職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年八尾市条例第109号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

第6条～第22条 略

第23条 略

2・3 略

4 第1項第2号に該当する定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に支給する通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の額から当該額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

5・6 略

第24条・第25条 略

第26条 略

2 再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3～6 略

第26条の2～第42条 略

(期末手当)

第42条の2 略

2 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とし、特定任期付職員給料表の適用を受ける職員に対する同項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の162.5」とする。

4～6 略

第42条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第42条の4 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行

第24条・第25条 略

第26条 略

2 定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3～6 略

第26条の2～第42条 略

(期末手当)

第42条の2 略

2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とし、特定任期付職員給料表の適用を受ける職員に対する同項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の162.5」とする。

4～6 略

第42条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第42条の4 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行

為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) 略

4～7 略

(勤勉手当)

第42条の5 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3・4 略

第43条～第46条 略

第47条 第3章、第4章及び第8章の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

2・3 略

第48条～第50条 略

附 則

為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) 略

4～7 略

(勤勉手当)

第42条の5 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3・4 略

第43条～第46条 略

第47条 第3章、第4章及び第8章の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

2・3 略

第48条～第50条 略

附 則

第1条～第14条 略

第1条～第14条 略

第15条 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（第3項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条の2第3項の規定により当該職員の属する職務の級及び規則に定められるところにより当該職員の受ける号給に応じた額（前条第1項から第3項までの規定の適用を受ける職員にあつては、これらの規定による給料の額を含む。以下この条において同じ。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 八尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年八尾市条例第 号）第1条の規定による改正前の八尾市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員
- (3) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

3 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び第5項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第1項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、第1項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、

基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

4 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第1項の規定の適用を受ける職員に限り、第3項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

6 第3項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の第1項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

7 前条第4項の規定にかかわらず、第1項の規定の適用を受ける職員に対する第42条の2第4項（第42条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第42条の2第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額（附則第14条第1項から第3項まで並びに附則第15条第3項、第5項及び第6項の規定による給料の額を含む。）」とする。

8 第3項、第5項又は第6項の規定の適用を受ける職員が退職した場合に支給する八尾市職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の算定の基礎となる給料の月額には、同条例附則第9項本文の規定にかかわらず、第3項、第5項又は第6項の規定による給料の額を含むものとする。

9 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項において「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなしてこの条例の規定を適用する。この場合において、令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員にあつては、第5条の3、第23条第4項及び第26条第

2項の規定は適用しない。

10 第1項から前項までに定めるもののほか、第1項の規定による給料月額、第3項の規定による給料その他第1項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

現 行

別表第1（第5条の2関係）

行政職給料表（1）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員以外の職員		略							
再任用職員		187,700	215,200	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100	389,900

備考 略

改 正 案

別表第1（第5条の2関係）

行政職給料表（1）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員		略							
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額 187,700	基準給料月額 215,200	基準給料月額 235,200	基準給料月額 255,200	基準給料月額 274,600	基準給料月額 289,700	基準給料月額 315,100	基準給料月額 389,900

備考 略

現 行

別表第2（第5条の2関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員以外の職員		略						
再任用職員		215,200	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100	389,900

備考 略

改 正 案

別表第2（第5条の2関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員		略						
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額 215,200	基準給料月額 235,200	基準給料月額 255,200	基準給料月額 274,600	基準給料月額 289,700	基準給料月額 315,100	基準給料月額 389,900

備考 略

現 行

別表第3（第5条の2関係）

医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		略				
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 略

改 正 案

別表第3（第5条の2関係）

医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		略				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 略

現 行

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		略					
再任用職員		<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>235,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>315,100</u>

備考 略

改 正 案

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		略					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>235,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>315,100</u>

備考 略

現 行

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
再任用職員以外の職員		略							
再任用職員		187,700	215,200	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100	389,900

備考 略

改 正 案

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		略							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		187,700	215,200	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100	389,900

備考 略

現 行	改 正 案
<p>別表第4（第5条の2関係） 任期付職員給料表</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">略</div> <p>備考 略</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">略</div> <p>備考 略</p> <p>別表第5 略</p>	<p>別表第4（第5条の2関係）</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">略</div> <p>備考 略</p> <p>別表第5 略</p>

9) 八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正（第9条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第8条 略 （短時間勤務会計年度任用職員の報酬等）</p> <p>第9条・第10条 略</p> <p>第11条 短時間勤務会計年度任用職員の特殊勤務手当、時間外手当、深夜手当、休日勤務手当、日直手当及び宿直手当に相当する報酬については、給与条例第24条から第30条まで及び第32条から第34条までの規定を準用する。この場合において、給与条例第26条第1項第1号中「休日勤務手当」とあるのは「休日勤務手当に相当する報酬」と、同条第2項中「<u>再任用短時間勤務職員</u>、<u>育児短時間勤務職員</u>等及び任期付短時間勤務職員」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）第9条第1項に規定する短時間勤務会計年度任用職員」と、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当及び住居手当のうち市長が定めるものの額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を控除したもので除した額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める週休日」と、「勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより</p>	<p>第1条～第8条 略 （短時間勤務会計年度任用職員の報酬等）</p> <p>第9条・第10条 略</p> <p>第11条 短時間勤務会計年度任用職員の特殊勤務手当、時間外手当、深夜手当、休日勤務手当、日直手当及び宿直手当に相当する報酬については、給与条例第24条から第30条まで及び第32条から第34条までの規定を準用する。この場合において、給与条例第26条第1項第1号中「休日勤務手当」とあるのは「休日勤務手当に相当する報酬」と、同条第2項中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、<u>育児短時間勤務職員</u>等及び任期付短時間勤務職員」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）第9条第1項に規定する短時間勤務会計年度任用職員」と、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当及び住居手当のうち市長が定めるものの額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を控除したもので除した額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める週休日」と、「勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより</p>

割り振られた正規の勤務時間」と、「前項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた前項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、同条第5項中「勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める時間外勤務代休時間」と、「第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第26条の2中「勤務時間条例第5条の規定により」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより」と、「前条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた前条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第27条第2項中「第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第27条の2第1項中「勤務時間条例第9条に規定する休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定により規則で定める休日」と、同条第2項中「第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第28条第1項及び第29条第1項中「勤務時間条例第8条第1項から第3項までの規定により」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより」と読み替えるものとする。

第12条・第13条 略

(短時間勤務会計年度任用職員に対する費用弁償)

第14条 短時間勤務会計年度任用職員には、費用弁償として、給与条例第23条の規定に準じて通勤に係る費用を支給する。この場合において、同条第4項中「再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」とあるのは、「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）第9条第1項に規定する短時間勤務会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

第15条 略

ろにより割り振られた正規の勤務時間」と、「前項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた前項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、同条第5項中「勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める時間外勤務代休時間」と、「第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第26条の2中「勤務時間条例第5条の規定により」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより」と、「前条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた前条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第27条第2項中「第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第27条の2第1項中「勤務時間条例第9条に規定する休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定により規則で定める休日」と、同条第2項中「第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の規定により読み替えられた第26条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」と、給与条例第28条第1項及び第29条第1項中「勤務時間条例第8条第1項から第3項までの規定により」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定めるところにより」と読み替えるものとする。

第12条・第13条 略

(短時間勤務会計年度任用職員に対する費用弁償)

第14条 短時間勤務会計年度任用職員には、費用弁償として、給与条例第23条の規定に準じて通勤に係る費用を支給する。この場合において、同条第4項中「定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」とあるのは、「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）第9条第1項に規定する短時間勤務会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

第15条 略

(10) 八尾市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第10条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条 略 (退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は八尾市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成22年八尾市条例第32号）第4条の規定により採用された者（以下「再任用職員等」という。）及び地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>4 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分、第5条中公務上の傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下同じ。）又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条第4項を除く。）の規定を適用する。ただし、<u>再任用職員等及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員</u>については、この限りでない。</p>	<p>第1条 略 (退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（八尾市の休日を定める条例（平成2年八尾市条例第20号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分、第5条中公務上の傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下同じ。）又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に</u></p>

第2条の2～第4条 略

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 略

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3・4 略

第5条の2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日以後における最初の3月31日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

第6条～第7条の3 略

(退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を

係る部分以外の部分並びに第5条第4項を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第2条の2～第4条 略

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 略

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3・4 略

第5条の2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日以後における最初の3月31日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

第6条～第7条の3 略

(退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第8条第4項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうち

付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(7) 略

2～5 略

第7条の5 略

（勤続期間の計算）

第8条 略

2 略

3 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合は除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。ただし、職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項、八尾市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成30年八尾市条例第43号）第10条第1項又は八尾市一般職の任期付職員の採用に関する条例第2条若しくは第3条の規定により任期を定めて採用された者（以下「任期付職員」という。）を除く。）が退職の日又はその翌日に任期付職員となつたとき及び会計年度任用職員が退職の日又はその翌日に会計年度任用職員以外の職員となつたときは、この限りでない。

4～8 略

第8条の2～第9条の2 略

（失業者の退職手当）

第10条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたこと

その額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(7) 略

2～5 略

第7条の5 略

（勤続期間の計算）

第8条 略

2 略

3 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合は除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。ただし、職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第6条第1項、八尾市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成30年八尾市条例第43号）第10条第1項又は八尾市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成22年八尾市条例第32号）第2条若しくは第3条の規定により任期を定めて採用された者（以下「任期付職員」という。）を除く。）が退職の日又はその翌日に任期付職員となつたとき及び地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第5項及び第13条において「会計年度任用職員」という。）が退職の日又はその翌日に会計年度任用職員以外の職員となつたときは、この限りでない。

4～8 略

第8条の2～第9条の2 略

（失業者の退職手当）

第10条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれていると

があるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1)・(2) 略

3～17 略

第11条・第12条 略

(退職手当の支払の差止め)

第12条の2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第12条の3 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が

きは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1)・(2) 略

3～17 略

第11条・第12条 略

(退職手当の支払の差止め)

第12条の2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第12条の3 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が

支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第12条の4 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第12条の6において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第12条の6において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員

支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第12条の4 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第12条の6において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第12条の6において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員

としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

第12条の5 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第12条の6 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第12条の4第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第12条の4第5項又は前条第3項において準用する八尾市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第12条の4第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職

としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

第12条の5 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第12条の6 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第12条の4第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第12条の4第5項又は前条第3項において準用する八尾市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第12条の4第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職

員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第12条の2第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第12条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第12条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第12条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し

員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第12条の2第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第12条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第12条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第12条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者

再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

第12条の7～第14条 略

附 則

1～14 略

が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

第12条の7～第14条 略

附 則

1～14 略

15 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第15項」とする。

16 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第16項」とする。

17 前2項の規定は、八尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年八尾市条例第 号）による改正前の八尾市職員の定年等に関する条例（昭和59年八尾市条例第21号）第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

18 八尾市職員給与条例附則第15条の規定による職員の給料月額の設定は、第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。

19 当分の間、第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第17項に規定する職員以外の者にあつては60歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、前条第1項第1号の項及び前条第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、前条第1号の項及び前条第2号の項中「その者に係る定年」とあるのは「その者に係る定年（附則第17項に規定する職員以外の者にあつては60歳とする。）」

とする。

20 当分の間、第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「退職の日において定められているその者に係る定年から15年を」とあるのは、「60歳（附則第17項に規定する職員にあつては65歳とする。）から10年を」とする。

21 当分の間、第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者であつて附則第17項に規定する職員以外の者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、前条第1項第1号の項及び前条第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、前条第1号の項及び前条第2号の項中「100分の2」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除した割合」とする。

22 当分の間、第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者であつて附則第17項に規定する職員以外の者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、前条第1項第1号の項及び前条第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、前条第1号の項及び前条第2号の項中「100分の2」とあるのは「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

23 当分の間、八尾市職員給与条例の一部を改正する条例（平成30年八尾市条例第23号）附則第4項又は第6項の規定により職務の級及び号給を切り替えられた職員のうち同条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下この項において「切替前給料月額」という。）が、特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日における給料月額と同額となり、かつ、その者が年齢60年に達する日の属する年度の末日において受けていた給料月額（以下「60歳時給料月額」という。）より多いときであつて他の職員との権衡上必要があると認められる場合における当該職員に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条まで及び第5条の2第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
 - (2) 60歳時給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
ア その者が年齢60年に達する日の属する年度の末日に現に退職した理由と同一の理由により退職し、かつ、その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額に相当する額の60歳時給料月額に対する割合
イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合
 - (3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
イ 前号アに掲げる60歳時給料月額に対する割合
- 24 附則第15項から前項までに定めるもののほか、これらの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(11) 八尾市立病院に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正（第11条関係）

現 行	改 正 案
第1条 略 （給与の種類） 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 略 第3条～第21条 略 （再任用職員等についての適用除外） 第22条 第5条、第7条、第14条及び第17条の規定は、 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地</u>	第1条 略 （給与の種類） 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 略 第3条～第21条 略 （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第22条 第5条、第7条、第14条及び第17条の規定は、 <u>地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律</u>

<p>方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員採用条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2・3 略 附 則 1～4 略</p>	<p>第18条第1項又は任期付職員採用条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2・3 略 附 則 1～4 略 <u>(経過措置)</u></p> <p>5 <u>第22条第1項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員について準用する。</u></p> <p>6 <u>職員（地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された者を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、八尾市職員給与条例附則第15条の規定の例により管理者が別に定める。</u></p>
--	--

(12) 八尾市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正（第12条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第3条～第17条 略 (再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第18条 <u>第5条、第5条の3及び第14条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員採用条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</u></p> <p>2・3 略 附 則</p>	<p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第3条～第17条 略 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第18条 <u>第5条、第5条の3及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員採用条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</u></p> <p>2・3 略 附 則</p>

この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

(施行期日)

1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第18条第1項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員について準用する。

3 職員（地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された者を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、八尾市職員給与条例（昭和23年八尾市条例第32号）附則第15条の規定の例により管理者が別に定める。